

大阪府警察本部長 近石 康宏 様

2006年6月21日
日本共産党大阪府議会議員団
団長 官原 だけし

駐車違反取り締まりに関する要望書

6月1日から、改正道路交通法により、民間監視員による駐車違反の取り締まりが全国一斉に始まりました。

改正によって、運転者が短時間自動車を離れただけで、理由の如何を問わず、放置自動車として取り締まられることになり、中小の運送業者などから、「これでは仕事ができない」と苦情が殺到しています。

経営規模の小さい集荷・宅配業者や、商品を配達する個人商店、道具を車に乗せて仕事をするメンテナンス業者などは、深刻な事態を迎えています。さらに、保育所などに子どもを送り迎えする保護者からも5分では車に戻ることはできないと言われています。

悪質な放置自動車を取り締まることは当然ですが、中小零細業者や医療・福祉関係者が使用する自動車については、配慮が必要です。大阪府道路交通規則により、建築物を調査する車両、野犬捕獲車、交通量調査を行う車、歩行困難な通院患者が使用する車、介護保険法に規定する訪問介護、訪問入浴・看護・リハビリなどの車両については警察署長の許可により駐車可能になっています。また、府民生活や経済活動への影響を考慮して、すでに大阪府内では790キロメートルが駐車禁止指定が解除または緩和されています。さらに地域の実情にあわせた見直しをすすめるとともに、下記の車両等について、許可証を発行するなど特別の措置をとられるよう強く要望します。

記

- 1．中小の運送業・宅配業者が荷物の集荷・配達のために短時間駐車する車両。
- 2．ビルや住宅などの設備のメンテナンスを行う個人業者や、家電製品などのアフターサービスなどで使用する車両。
- 3．個人商店が商品を配達する車両。

- 4 . その他営業用に短時間駐車せざるをえない車両。
- 5 . 歩行困難な恵一者が薬局で医者が処方した薬を受け取るために駐車する車両。
特に、歩行困難なものの中には内部障害者 3 級まで含める。
- 6 . 個人が保育所や幼稚園等に子どもを送迎する車両。
- 7 . その他、中小零細業者や医療・福祉関係者が使用する車で配慮が必要な車両。
- 8 . 商店街など地域の実情に合わせて駐車禁止の解除・緩和をおこなう。

以 上